

令和6年度 後期選抜募集要項

福島県立福島南高等学校

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 17

電話 024-523-4740(代) F A X 024-521-6400

1 募 集 定 員

全日制の課程

文 理 科 募集定員 (80 名)

国際文化科 募集定員 (40 名)

情報会計科 募集定員 (40 名)

ただし、全学科とも前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出 願 資 格

後期選抜に出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 福島県立福島南高等学校（以下「本校」という。）において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 出 願 方 法 等

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立福島南高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- (3) 出願は、1学科に限るものとし、併願は認めない。

4 出 願 期 間

- (1) 令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用の封筒（長形3号、宛名明記、速達・書留用824円切手を貼付）を同封の上、令和6年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。なお、返信用封筒宛名は中学校卒業生及び卒業見込みの者は、在学（卒業）中学校長宛、それ以外の者は本人宛とする。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（所定の様式）

入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

② 令和 6 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式）

ただし、年齢 20 歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

③ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 健康診断書（令和 6 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、前記「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの。所定の様式）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。所定の様式）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和 6 年 3 月 15 日（金）から 3 月 21 日（木）までとする。

郵送の場合には、3 月 21 日（木）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

7 出 願 先 変 更

志願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校内で出願する学科を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選拔出願先変更願（所定の様式）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、後期選拔出願先変更願（所定の様式）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は本校校長に返還する。

8 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

9 選抜方法・選抜資料

志願者には面接と作文を課し、以下の(1)から(3)の選抜資料により、本校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書

各学科とも「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

- (2) 面接

各学科とも個人面接を実施する。面接については、段階評価する。

- (3) 作文

各学科とも50分の作文を実施する。あるテーマに関して、600字程度で自分の意見等を述べる。作文については、段階評価する。

10 面接等の日時及び会場

- (1) 面接等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 令和6年3月22日（金）午前9時～

② 集合時刻 午前8時30分

③ 日 程

・作 文：午前9時～午前9時50分

・面 接：作文に引き続いて行う。

④ 会 場 福島県立福島南高等学校

⑤ 注意事項

- ア 当日は次のものを持参する。
受験票、上ばき、昼食、筆記用具
- イ 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。
- ウ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

11 合 格 者 発 表

- (1) 発 表 日 時 令和6年3月25日（月）午後3時以降
- (2) 発 表 場 所 福島県立福島南高等学校
- (3) 合格通知書 合格者に交付する。その際、受験票を提出すること。
- (4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

12 そ の 他

以上のほかは「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。